

平成29年3月6日

株 主 各 位

東京都杉並区成田東五丁目17番13号

株式会社 **ゴンゾ**

代表取締役社長 石川 真一郎

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、何卒ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、来る平成29年3月21日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月22日（水曜日）午後1時
※入場受付開始：正午
2. 場 所 東京都中野区野方五丁目3番1号
野方W I Z地下2階 野方区民ホール
(末尾記載の株主総会会場のご案内図をご参照ください。)
3. 株主総会の目的である事項
報 告 事 項 訂正後の第17期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.gonzo.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

なお議決権行使書用紙の郵送による議決権行使において、議案に対する賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示をされたものとしてお取り扱いさせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、当社の親会社である株式会社アサツー ディ・ケイと事業年度を統一することで、連結決算業務や業績管理などをより適切かつ効率的に行えるようにするため、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更することにつきご承認をお願いするものであります。

これに伴い、現行定款第10条（招集）、第11条（定時株主総会の基準日）、第35条（事業年度）、第36条（剰余金の配当の基準日）および第37条（中間配当）につき、所要の変更を行うものであります。この変更にもない第19期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9ヶ月決算となるため、経過措置として附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
(招集) 第10条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 (事業年度) 第35条 当社の事業年度は、毎年 <u>4月1日から翌年3月31日</u> までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 <u>3月31日</u> とする。 2 (条文省略)	(招集) 第10条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>3月</u> にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。 (定時株主総会の基準日) 第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 (事業年度) 第35条 当社の事業年度は、毎年 <u>1月1日から12月31日</u> までの1年とする。 (剰余金の配当の基準日) 第36条 当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年 <u>12月31日</u> とする。 2 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>6月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> <u>第10条の規定にかかわらず、第18期事業年度に関する定時株主総会の招集については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>第11条の規定にかかわらず、第18期事業年度に関する定時株主総会の議決権の基準日については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第3条</u> <u>第35条の規定にかかわらず、第18期事業年度については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第4条</u> <u>第35条の規定にかかわらず、第19期事業年度は、平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9ヶ月間とする。</u></p> <p><u>第5条</u> <u>第36条第1項の規定にかかわらず、第18期事業年度に関する期末剰余金配当の基準日については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>第6条</u> <u>第37条の規定にかかわらず、第19期事業年度の中間配当の基準日は、平成29年9月30日とする。</u></p> <p><u>第7条</u> <u>本附則第1条乃至本条は、第19期事業年度終了後これを削除する。</u></p>

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役水野富夫氏、小高和昭氏、辻哲哉氏、宇野沢史紀氏は本總會終結の時をもって辞任されます。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	オカムラ コウジ ※奥村 康治 (昭和24年5月31日生)	昭和56年11月 株式会社旭通信社（現株式会社アサツー ディ・ケイ）入社 平成17年1月 同社 コンテンツセンター バイスプレジデント 平成18年1月 同社 メディアコンテンツ本部長 平成20年1月 同社 メディアコンテンツ本部本部長 平成21年1月 同社 コンテンツ本部本部長補佐（平成21年6月退社） 現在に至る	一株
2	インジマ トオル ※石島 徹 (昭和27年12月14日生)	昭和50年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成8年10月 同行 六本木支店長 平成10年12月 同行 深川支店長 平成13年4月 同行 横浜駅前支社長 平成14年10月 同行 新丸の内支社長 平成18年4月 株式会社アサツー ディ・ケイ入社 経経本部本部長 平成24年1月 同社 執行役員 平成27年6月 同社 顧問（平成28年3月退任） 平成28年4月 同社 非常勤嘱託契約 現在に至る	一株
3	イナガキ マサミ ※稲垣 正実 (昭和33年2月20日生)	昭和55年4月 株式会社博報堂入社 平成18年9月 株式会社アサツー ディ・ケイ入社 平成19年3月 聯旭国際股份有限公司 出向 平成23年5月 北京旭通广告有限公司 出向 平成26年1月 株式会社アサツー ディ・ケイ 中国統括本部本部長 北京華聞旭通国際广告有限公司 出向 平成28年1月 株式会社アサツー ディ・ケイ 人材開発本部 平成29年2月 同社監査等委員会事務局 現在に至る [重要な兼職の状況] 株式会社アサツー ディ・ケイ 監査等委員会事務局	一株

- (注) 1. ※は、新任の監査役候補者であります
2. 候補者奥村康治氏及び石島徹氏は社外監査役候補者であります。
 3. 社外監査役候補者の石島徹氏と株式会社アサツー ディ・ケイの間には嘱託契約が締結されておりますが、2017年3月21日をもって同社との嘱託契約は終了する予定であります。
 4. その他候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 5. 株式会社アサツー ディ・ケイは、当社の親会社であり、同社の業務執行者である候補者および過去5年間に業務執行者であった候補者の同社における地位および担当は、表中に記載のとおりであります。
 6. 当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を当社定款第33条第2項で定めております。監査役候補者奥村康治氏、石島徹氏及び稲垣正実氏が原案通りに選任されますと、各氏との間で当該契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、450万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する金額のいずれか高い金額を限度として、その責任を負う。

以 上

(添付書類)

過年度決算訂正を反映した第17期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人及び監査役会の監査報告書を添付しております。

事業報告及び計算書類につきましては、訂正箇所は下線表示しております。

連結計算書類につきましては、新たに作成しているため、訂正箇所の下線を省略しております。

事業報告

（自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日）

I. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、アニメーションの企画・制作、及びライセンス業務を行っております。

アニメーション業界におきましては、娯楽の多様化、少子化等により依然として厳しい環境にあるものの、海外市場に復調の兆しが見えはじめ、また配信メディアの増加と普及や、IPを活かしたゲームの増加など新たな成長機会が見込める分野が多数存在しております。

こうしたなか当社グループでは、TVシリーズとして『それが声優!』『蒼の彼方のフォーリズム』を制作し、それ以外にも遊技機やゲームなど、様々なメディアの映像制作を実施してまいりました。また、当社グループが保有する豊富なコンテンツライブラリーを活用し、配信、海外、ゲームなどへのライセンス業務を幅広く展開してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は1,005百万円（前年同期：1,109百万円）、営業利益は22百万円（前年同期：6百万円）、経常損失は101百万円（前年同期：経常利益10百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は33百万円（前年同期：252百万円）となり、重要な経営指標として認識しております営業利益について前年に引き続き黒字を達成しております。

(2) 設備投資等の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の様況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

アニメーション業界におきましては、ブロードバンドへの需要シフトが既に始まっており、また、政府によるコンテンツの海外展開を後押しするファンドの創設が打ち出される等、アニメーションビジネスの拡大が期待されております。

当社グループは、このような事業環境下において中長期的に成長していくために、以下の課題に取り組んでおります。

① 既存事業での収益性安定化

当社グループが従来から手掛けてきたファン向けアニメーション事業において、当連結会計年度同様コストの最適化及び管理体制の強化を徹底し、引き続き経営陣及び社員が一体となってこの体質の維持を図ってまいります。

② 成長領域での事業推進

上記施策により、当社グループが従来から手掛けてきたファン向けアニメーション領域において安定的な収益を確保するとともに、当社グループが保有する有力作品について、規模の拡大が見込まれる実写化を含む映画化や遊技機化、近年成長を続けるオンライン、ソーシャルゲーム市場との協業等の販売チャネルの多角化展開を実施することにより、作品を更に大きく成長させ、収益の拡大化に努めてまいります。

③ 資本増強の推進

アニメーション事業への経営資源の集中、コスト削減、及び営業体制の強化等により、収益の最大化を目指してまいります。引き続き資本増強を実現するべく邁進し、同時に取引金融機関に対しなお一層の協力・支援を検討いただいております。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第14期	第15期	第16期	第17期
		(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(当連結会計年度) (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売 上 高 (千円)		982,758	1,246,500	1,109,984	1,005,226
経常利益又は経常損失(△) (千円)		△73,224	△209,878	10,263	△101,108
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失(△) (千円)		△131,303	△21,513	252,570	33,055
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)		△561.74	△92.04	1,080.55	141.42
総 資 産 (千円)		701,265	709,883	402,058	388,578
純 資 産 (千円)		△2,932,633	△2,952,807	△2,701,577	△2,668,521
1株当たり純資産(円)		△12,546.40	△12,638.44	△11,557.90	△11,416.48

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中平均発行株式数で算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はいわかぜ1号投資事業有限責任組合であり、同社は当社の株式を188,458株(80.62%)を保有しています。

② 子会社の状況

会 社 名	資本金又は出資金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ゴ ン ジ ー ノ	100百万円	直 接 100.0%	アニメーションの企画・制作
株 式 会 社 沖 縄 ゴ ン ゾ	3百万円	間 接 100.0%	アニメーションの制作
株 式 会 社 N X M ジ ャ パ ン	0百万円	間 接 100.0%	グループ内の資金管理
株 式 会 社 I N d i G O	24百万円	直 接 100.0%	アニメーションの映像コンテンツ著作権の取得並びに企画・制作及び流通
有限会社イズミプロジェクトを営業者とする匿名組合	879百万円	間 接 20.3%	アニメーション作品への投資
一般社団法人ディーブインパクト	4百万円	直 接 100.0%	アニメーション作品への投資
一般社団法人ジー・エフエス・シーエイチ・ワン	3百万円	直 接 100.0%	グループ内の資金管理

(11) 当社グループの主要な事業内容

当社グループは、テレビ向けを中心としたアニメ作品の企画・制作を行う他、アニメ作品に対して出資をすることで収益分配権及び二次利用権を取得し、これら権利をライセンサーに許諾する事業等を行うアニメーション事業を営んでおります。

(12) 当社グループの主要拠点等

① 当社

本社：東京都杉並区

② 子会社

株式会社ゴンジーノ ： 東京都杉並区
株式会社沖縄ゴンゾ ： 沖縄県宜野湾市
株式会社NXMジャパン ： 東京都杉並区
株式会社INDIGO ： 東京都世田谷区
有限会社イズミプロジェクトを営業者とする匿名組合 ： 東京都千代田区
一般社団法人ディーブインパクト ： 東京都千代田区
一般社団法人ジー・エフエス・シーエイチ・ワン ： 東京都世田谷区

(13) 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
51名	二名

(14) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	953,329千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	321,687千円
株式会社東京都民銀行	156,140千円
株式会社日本政策投資銀行	81,063千円
日本生命保険相互会社	43,218千円

(15) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 934,972株

(2) 発行済株式総数 233,743株

(3) 株主数 4,596名

(4) 大株主

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
いわかぜ1号投資事業有限責任組合	188,458	80.62
石川 真一郎	4,014	1.71
株式会社サン・クロレラ	3,200	1.36
梅本 隼三	1,298	0.55
栗原 真一	1,000	0.42
山本 健三	869	0.37
鈴木 成典	502	0.21
菱川 克是	500	0.21
株式会社ホリプロ	500	0.21
野口 秀成	400	0.17

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当社が現に発行している新株予約権

発行決議の日	平成27年6月26日
新株予約権の名称	第11回新株予約権
新株予約権の数	1,169個
新株予約権の残数	1,169個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,169個
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価格	一株当たり9,000円
新株予約権の行使期間	平成27年9月24日から 平成34年9月23日まで

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- ①新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ②新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認められない。
- ③権利行使期間中に死亡した割当てを受けた者の相続人は、1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ④その他権利行使の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

2. 当社役員が保有する当社新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第11回新株予約権	1,169個	1,169株	2名

3. その他新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(平成28年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 川 真一郎	株式会社沖繩ゴンゾ 代表取締役 株式会社INdiGO 代表取締役
取締役副社長	根 本 慎太郎	株式会社沖繩ゴンゾ 社外監査役
取 締 役	植 田 兼 司	いわかぜキャピタル株式会社 代表取締役
取 締 役	西 山 弘	いわかぜキャピタル株式会社 代表取締役
取 締 役	舟 橋 知 弘	
常 勤 監 査 役	水 野 富 夫	
監 査 役	辻 哲 哉	Field-R法律事務所 弁護士
監 査 役	小 高 和 昭	小高公認会計士事務所 公認会計士

- (注) 1. 取締役 植田兼司氏、西山弘氏及び舟橋知弘氏は社外取締役であります。
2. 常勤監査役 水野富夫氏、監査役 辻哲哉氏及び小高和昭氏は社外監査役であります。
3. 監査役 辻哲哉氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 小高和昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当期中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。
- (a) 就任
平成27年6月26日開催の第16期定時株主総会において舟橋知弘氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- (b) 退任
平成27年6月26日をもって、任期満了にともない幾石純氏は取締役を退任いたしました。なお、同氏は在任期間中において、いわかぜキャピタル株式会社の取締役を兼務しておりました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、一定の限度を設ける契約を締結できる旨を定めており、現時点において社外取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりです。

a. 社外取締役

社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、10万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する金額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

b. 監査役

監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、450万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する金額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	定額報酬		賞与金		退職慰労金	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
取 締 役	2名	39,999千円	—	—	—	—
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	5,100千円 (5,100千円)	—	—	—	—
計	5名	45,099千円	—	—	—	—

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役が5名、監査役が3名であります。なお、上記の支給人員と(1)取締役及び監査役の氏名等の人数との相違は、無報酬の社外取締役4名が在任していることによるものであります。
2. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役 植田兼司氏及び西山弘氏は、いわかぜキャピタル株式会社の代表取締役であり、いわかぜキャピタル株式会社は当社の親会社であるいわかぜ1号投資事業有限責任組合の無限責任組合員であります。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 内 容
取 締 役	植 田 兼 司	当期開催の取締役会13回中13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	幾 石 純	当期開催の取締役会13回のうち、辞任までに開催された3回中3回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	西 山 弘	当期開催の取締役会13回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	舟 橋 知 弘	当期開催の取締役会13回のうち、就任以降開催された10回中9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	水 野 富 夫	当期開催の取締役会13回中13回出席し、また当期開催の監査役会5回中5回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	辻 哲 哉	当期開催の取締役会13回中13回出席し、また当期開催の監査役会5回中5回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	小 高 和 昭	当期開催の取締役会13回中13回出席し、また当期開催の監査役会5回中5回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

才和有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人才和有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が規定する額としております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額

8,700千円

② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として支払うべき報酬等の合計額

8,700千円

③ 上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬額等の額

8,700千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当該事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、③の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

特に定めておりません。

(6) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年6月26日付で発表した懲戒処分等の内容と概要

① 処分対象

才和有限責任監査法人

② 処分内容

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・1年間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成27年6月29日から平成28年6月28日まで）

③ 処分理由

同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

VI. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

効率的で適切な企業体制を作ることとを目的として、以下の各項に関する大綱を取締役会において定め、体制を確保しております。

① 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務の執行に係る稟議書、議事録等の文書その他の情報については、当社の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、代表取締役が直轄する部署として内部監査室を設置し、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証の上、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。
- (b) 内部監査室の監査により、法令定款違反その他の事由による損失の危険のある業務執行行為が発見された場合、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について、直ちに代表取締役及び担当部署に通報される体制を構築する。
- (c) 内部監査室の活動を円滑にするために、規程、ガイドライン、マニュアルなどの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

- ③取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a)経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期経営計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。
 - (b)業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとする。
 - (c)日常の職務遂行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとする。
- ④使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (a)全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合、内部監査室に通報を行う、内部通報体制を構築する。
 - (b)万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合、内部監査室長がその内容について、遅滞なくトップマネジメント、取締役会、監査役に報告する体制を構築する。
 - (c)内部監査室長は、使用人に対して適切な研修体制を構築し、それを通じて使用人に対し内部通報体制のさらなる周知徹底を図る。
- ⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (a)当社内部監査室が当社グループ各社に対し、当社と同様の監査体制を構築する。
 - (b)内部監査室は、子会社等に損失の危険が発生する可能性などを発見した場合、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会及び担当部署に報告する体制を構築する。
 - (c)当社と子会社等との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は子会社等の各部署と十分な情報交換を行う。
- ⑥監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査役の業務補助スタッフを置くこととする。その人事については、取締役と監査役の協議により決定する。

- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a)取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。
 - (b)常勤監査役は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることとする。
 - (c)監査役は当社の会計監査人である才和有限責任監査法人と情報交換を行うなど連携を図っていく。
- ⑧反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- (a)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、反社会的勢力等に対し、毅然とした態度で臨み、また、トラブル等が発生した場合は社員一人ひとりを孤立させず、組織をあげて立ち向うことを基本方針とする。
 - (b)反社会的勢力排除に向けた整備状況
上記基本方針を「コンプライアンス行動基準」とする「コンプライアンスマニュアル」に定めるとともに、定期的にコンプライアンス研修を実施することにより、当社グループ全役職員に対して、その周知徹底を図る。また、警察、警察関連機関及び顧問弁護士等の外部専門機関との連携に努めることにより、反社会的勢力に関する情報収集・管理及び社内体制の整備強化に対応していく。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席致しました。その他、監査役会は5回、経営会議は毎週1回開催致しました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	219,837	流 動 負 債	3,018,228
現金及び預金	65,103	買掛金	155,964
売掛金	66,415	短期借入金	170,177
仕掛品	75,553	一年内返済予定の長期借入金	1,555,439
前払費用	20,987	未払金	443,013
立替金	28,918	未払法人税等	111,448
その他	22,696	前受金	255,975
貸倒引当金	△59,836	預り金	45,158
固 定 資 産	168,741	未払費用	279,997
有 形 固 定 資 産	7,245	その他	1,054
建物及び構築物	2,096	固 定 負 債	38,871
器具備品	786	長期借入金	30,216
その他	4,363	長期未払金	5,556
無 形 固 定 資 産	41,636	その他	3,098
ソフトウェア	1,906	負 債 合 計	3,057,099
コンテンツ版権	38,308	純 資 産 の 部	
その他	1,422	株 主 資 本	△2,668,521
投 資 そ の 他 の 資 産	119,859	資本金	3,361,473
投資有価証券	10	資本剰余金	3,402,585
長期貸付金	96,830	利益剰余金	△9,432,580
破産更生債権等	133,627		
敷金及び保証金	22,596	純 資 産 合 計	△2,668,521
その他	421	負 債 ・ 純 資 産 合 計	388,578
貸倒引当金	△133,627		
資 産 合 計	388,578		

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,005,226
売上原価		759,620
売上総利益		245,605
販売費及び一般管理費		222,888
営業利益		22,716
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	228	231
営業外費用		
支払替利差	118,696	
その他	1,324	
経常損失	4,035	124,056
特別利益		△101,108
債務免除	205,099	
その他	14,983	220,082
特別損失		
減損	13,635	
その他	9	13,645
税金等調整前当期純利益		105,329
法人税、住民税及び事業税		72,273
当期純利益		33,055
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		33,055

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
平成27年4月1日残高	3,361,473	3,402,585	△9,465,636	△2,701,577	△2,701,577
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			33,055	33,055	33,055
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)				—	—
連結会計年度中の変動額合計			33,055	33,055	33,055
平成28年3月31日残高	3,361,473	3,402,585	△9,432,580	△2,668,521	△2,668,521

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連 結 注 記 表

(連結計算書類の訂正について)

当社は、平成28年9月、株式会社アサツー ディ・ケイ（以下、「ADK」という。）による当社買収後、ADKの連結財務諸表作成過程において、上場会社の連結子会社としてADKの会計処理・方針等を参照の上、当社の平成28年9月末の貸借対照表を精査いたしました。その結果、売上計上、棚卸資産計上、貸倒引当金計上等の会計処理について、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠していない可能性があり、さらにこれらの会計処理方法の修正に際して、過年度の財務諸表等にも一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠していない疑いがあったため、専門的及び客観的な見地からの調査分析のため、特別調査委員会を設置し調査が行われました。

平成29年1月6日付の特別調査委員会による調査報告書において、上記に関連する会計処理は一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠していないこと、また、新たに資金取引を利用した架空売上の計上及び簿外債務の存在の可能性が指摘されたため、その後さらに追加で、関連する事実関係の確認及び会計処理方法についての調査分析を行いました。

その結果、収益認識や減損損失の認識等の会計処理及び連結計算書類の作成における連結範囲の決定等についても、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠していない点があり、従来 of 会計処理方法を修正することが適切であるとの結論に至りました。

当社は上記に関する不適切な会計処理の訂正を反映するため、平成28年3月期の連結計算書類を新たに作成いたしました。

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、営業損益について、前連結会計年度は6,632千円の営業利益を計上しており、当連結会計年度についても22,716千円の営業利益を計上し、引き続き黒字化を達成しております。一方、当連結会計年度末において、債務超過額は前連結会計年度末の2,701,577千円から2,668,521千円へ縮小したものの、なお債務超過の状態であり、また、借入金の契約について現在、銀行借入金の一部につき、期限の利益の喪失条項に抵触しているため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは当該状況を解消すべく、過去様々な施策を実行し、連結経営成績、連結財政状態について相当程度の改善を果たしております。翌連結会計年度以降の更なる利益確保及び資本増強を実現させる施策として、引き続き既存事業での収益性安定化、成長領域での事業推進、資本増強の推進に向けた取り組みを行ってまいります。

[連結経営成績、連結財政状態の改善状況]

(単位：千円)

	第15期	第16期	第17期
営業利益 (△損失)	△890	6,632	22,716
経常利益 (△損失)	△209,878	10,263	△101,108
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失)	△21,513	252,570	33,055
純資産額	△2,952,807	△2,701,577	△2,668,521
借入金合計	2,190,026	1,734,913	1,755,833
期限の利益喪失金額	1,792,400	1,572,411	402,750

[翌連結会計年度以降の利益確保及び資本増強を実現させる施策]

① 既存事業での収益性安定化

当社グループが従来から手掛けてきたファン向けアニメーション事業において、当連結会計年度同様コストの最適化及び管理体制の強化を徹底し、引き続き経営陣及び社員が一体となってこの体質の維持を図ってまいります。

② 成長領域での事業推進

上記施策により、当社グループが従来から手掛けてきたファン向けアニメーション事業において安定的な収益を確保するとともに、当社グループが保有する有力作品について、規模の拡大が見込まれる実写化を含む映画化や遊技機化、近年成長を続けるオンライン、ソーシャルゲーム市場との協業等の販売チャネルの多角化展開を実施することにより、作品を更に大きく成長させ、収益の拡大化に努めてまいります。

③ 資本増強の推進

アニメーション事業への経営資源の集中、コスト削減、及び営業体制の強化等により、収益の最大化を目指してまいります。引き続き資本増強を実現するべく邁進し、同時に取引金融機関に対しなお一層の協力・支援を検討いただいております。

しかしながら、以上の取り組みはいずれも実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、連結計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結計算書類に反映しておりません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称
 - ①連結子会社の数 7社
 - ②連結子会社の名称等
株式会社ゴンジーノ
株式会社沖縄ゴンゾ
株式会社NXMJAPAN
株式会社INdiGO
有限会社イズミプロジェクトを営業者とする匿名組合
一般社団法人ディーブインパクト
一般社団法人ジー・エフエス・シーエイチ・ワン
- (2) 非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、一般社団法人ジー・エフエス・シーエイチ・ワン及び株式会社NXMJAPANの決算日は2月28日、株式会社INdiGOの決算日は7月31日、有限会社イズミプロジェクトを営業者とする匿名組合及び一般社団法人ディーブインパクトの決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、株式会社INdiGOについては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく決算書を使用しており、一般社団法人ジー・エフエス・シーエイチ・ワン、株式会社NXMJAPAN、有限会社イズミプロジェクトを営業者とする匿名組合、一般社団法人ディーブインパクトについては、同社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、匿名組合損益のうち持分相当額部分を「営業外損益」に計上し、同額を匿名組合出資金に加減算することにより評価しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産…………… 定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年

車両運搬具 2年

器具備品 3年～20年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア…………… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

コンテンツ版權…………… 将来の収益の獲得見込額に基づく償却方法を採用しております。

③ リース資産……………

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

② 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。), 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。), 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。), 等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 16,609千円

(2) 返済期日を経過した借入金

平成28年5月30日時点で、402,750千円の借入金の返済期日を経過しており、平成21年4月以降、返済期日を経過した借入金に対して年率約14%の遅延損害金が発生しております。

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失に関する注記

用途	種類	場所	件数
事業用資産	コンテンツ著作権	東京都杉並区	1件

(1) 減損損失の認識に至った経緯

コンテンツ著作権は、現状及び将来のキャッシュ・フローを考慮し、減損損失を計上いたしました。

(2) 減損損失の金額

コンテンツ著作権 13,635千円

(3) 資産のグルーピングの方法

資産のグルーピングは、内部管理上採用している区分によっております。

(4) 回収可能額の算定方法

回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスの場合は回収可能価額を零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

- 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 233,743株
- 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- 当連結会計年度の末日において当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 1,169株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金・立替金は、顧客の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金・未払金は、短期間で決済されるものであります。借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであります。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権に係る顧客の信用リスクについて、営業部門において各種調査機関等を活用した定期的な与信管理を実施し、リスクの低減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、金利変動リスクに晒された借入金について、随時市場の金利動向をモニタリングしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部が適時に資金繰り計画を作成・更新し、収支の状況に応じた手許流動性を確保することなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 現金及び預金	65,103	65,103	—
(2) 売掛金	66,415		
(3) 立替金	28,918		
貸倒引当金(*2)	△59,836		
	35,496	35,496	—
(4) 破産更生債権等	133,627		
貸倒引当金	△133,627		
	—	—	—
(5) 買掛金	(155,964)	(155,964)	—
(6) 短期借入金	(170,177)	(170,177)	—
(7) 1年内返済予定の長期借入金	(1,555,439)	(1,555,439)	—
(8) 未払金	(443,013)	(443,013)	—
(9) 未払法人税等	(111,448)	(111,448)	—

(*1) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(*2) 売掛金及び立替金は貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、及び(3) 立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権については、回収見込額等に基づき貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としています。

負債

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、(7) 1年内返済予定の長期借入金、(8) 未払金、及び(9)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

役員に対する長期貸付金及び役員からの長期借入金については、返済期限の定めがないことや、返還見込み年数が特定できず、時価の把握が極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。

なお、これらの連結貸借対照表上の計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
長期貸付金	96,830
長期借入金	30,216

(資産除去債務に関する注記)

当社グループは、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(一株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-------------|
| 1. 1株当たり純資産額 | △11,416円48銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 141円42銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	<u>245,495</u>	流 動 負 債	<u>3,019,029</u>
現金及び預金	64,462	買掛金	155,964
売掛金	66,128	短期借入金	170,177
仕掛品	75,553	一年内返済予定の長期借入金	1,555,439
前払費用	20,987	未払金	427,922
立替金	30,316	未払費用	279,997
未収入金	39,895	未払法人税等	110,918
その他	7,989	前受金	252,730
貸倒引当金	<u>△59,836</u>	預り金	64,824
固 定 資 産	<u>168,022</u>	その他	<u>1,054</u>
有 形 固 定 資 産	6,642	固 定 負 債	<u>49,989</u>
建物及び構築物	2,096	役員及び従業員からの長期借入金	30,216
器具備品	183	長期未払金	5,556
リース資産	3,614	関係会社事業損失引当金	11,117
その他	748	その他	<u>3,098</u>
無 形 固 定 資 産	<u>39,931</u>		
ソフトウェア	201		
コンテンツ版權	38,308		
その他	1,422		
投 資 そ の 他 の 資 産	<u>121,448</u>	負 債 合 計	<u>3,069,018</u>
投資有価証券	10	純 資 産 の 部	
関係会社出資金	1,716	株 主 資 本	<u>△2,655,500</u>
役員及び従業員に対する長期貸付金	96,830	資 本 金	3,361,473
敷金及び保証金	22,596	資 本 剰 余 金	3,402,585
破産更生債権等	133,627	資 本 準 備 金	3,402,585
その他	295	利 益 剰 余 金	<u>△9,419,559</u>
貸倒引当金	<u>△133,627</u>	その他利益剰余金	<u>△9,419,559</u>
		繰越利益剰余金	<u>△9,419,559</u>
資 産 合 計	<u>413,518</u>	純 資 産 合 計	<u>△2,655,500</u>
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	<u>413,518</u>

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		<u>1,008,294</u>
売 上 原 価		<u>756,430</u>
売 上 総 利 益		<u>251,864</u>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		<u>215,873</u>
営 業 利 益		<u>35,991</u>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	<u>2</u>
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	<u>118,696</u>	
為 替 差 損	<u>1,324</u>	
そ の 他	3,878	<u>123,899</u>
経 常 損 失		<u>△87,905</u>
特 別 利 益		
債 務 免 除 益	205,099	
そ の 他	<u>21,710</u>	<u>226,809</u>
特 別 損 失		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	<u>1,940</u>	
固 定 資 産 除 却 損	9	
減 損 損 失	<u>13,635</u>	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	<u>8,975</u>	<u>24,562</u>
税 引 前 当 期 純 利 益		<u>114,341</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		71,465
当 期 純 利 益		<u>42,875</u>

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日
至 平成28年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計	
平成27年4月1日残高	3,361,473	3,402,585	3,402,585	△8,348,075	△8,348,075	△1,584,016
誤謬の訂正による累積的影響額	—	—	—	△1,114,359	△1,114,359	△1,114,359
誤謬の訂正を反映した当期首残高	3,361,473	3,402,585	3,402,585	△9,462,435	△9,462,435	△2,698,376
事業年度中の変動額						
当 期 純 利 益				42,875	42,875	42,875
事業年度中の変動額合計	—	—	—	42,875	42,875	42,875
平成28年3月31日残高	3,361,473	3,402,585	3,402,585	△9,419,559	△9,419,559	△2,655,500

(単位：千円)

	純資産合計
平成27年4月1日残高	△1,584,016
誤謬の訂正による累積的影響額	△1,114,359
誤謬の訂正を反映した当期首残高	△2,698,376
事業年度中の変動額	
当 期 純 利 益	42,875
事業年度中の変動額合計	42,875
平成28年3月31日残高	△2,655,500

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

(計算書類及びその附属明細書の訂正について)

当社は、平成28年9月、株式会社アサツー ディ・ケイ（以下、「ADK」という。）による当社買収後、ADKの連結財務諸表作成過程において、上場会社の連結子会社としてADKの会計処理・方針等を参照の上、当社の平成28年9月末の貸借対照表を精査いたしました。その結果、売上計上、棚卸資産計上、貸倒引当金計上等の会計処理について、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠していない可能性があり、さらにこれらの会計処理方法の修正に際して、過年度の財務諸表等にも一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠していない疑いがあったため、専門的及び客観的な見地からの調査分析のため、特別調査委員会を設置し調査が行われました。

平成29年1月6日付の特別調査委員会による調査報告書において、上記に関連する会計処理は一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠していないこと、また、新たに資金取引を利用した架空売上の計上及び簿外債務の存在の可能性が指摘されたため、その後さらに追加で、関連する事実関係の確認及び会計処理方法についての調査分析を行いました。

その結果、収益認識や減損損失の認識等の会計処理についても、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠していない点があり、従来の会計処理方法を修正することが適切であるとの結論に至りました。

当社は上記に関する不適切な会計処理の訂正を反映するため、平成28年3月期の計算書類及びその附属明細書を改めて作成いたしました。

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、営業損益について、前事業年度は384,219千円の利益を計上しており、当事業年度についても35,991千円の利益を計上し、引き続き黒字化を達成しております。一方、当事業年度において、不適切な会計処理の訂正を実施したことに伴い、債務超過額は1,584,016千円から2,655,500千円へ大幅に増加し、なお解消には至っていない状況であります。

当社は当該状況を解消すべく、過去様々な施策を実行してまいりました。翌事業年度以降の利益確保及び資本増強を実現させる施策として、引き続き既存事業での収益性安定化、成長領域での事業推進、資本増強の推進に向けた取り組みを推進してまいります。

[経営成績、財政状態の改善状況]

(単位：千円)

	第15期	第16期	第17期
営業損益	<u>369,439</u>	<u>384,219</u>	<u>35,991</u>
経常損益	<u>302,853</u>	<u>328,881</u>	<u>△87,905</u>
当期純損益	<u>440,001</u>	<u>403,123</u>	<u>42,875</u>
純資産額	<u>△1,987,139</u>	<u>△1,584,016</u>	<u>△2,655,500</u>
借入金合計	<u>2,092,400</u>	<u>1,572,411</u>	<u>1,755,833</u>
期限の利益喪失金額	<u>1,632,400</u>	<u>1,415,197</u>	<u>402,750</u>

(注) 不適切な会計処理の訂正に伴い、当該損失1,114,359千円を第17期期首利益剰余金から減額しております。

[翌事業年度以降の利益確保を実現させる施策]

①既存事業での収益性安定化

当社が、従来手掛けてきたファン向けアニメーション事業において、昨年同様コストの最適化および管理体制の強化を実施いたしており、引き続き経営陣および社員が一体となってこの体質の維持を図って参ります。

②成長領域での事業推進

上記施策により、当社が従来から手掛けてきたファン向けアニメーション領域において安定的な収益を確保するとともに、当社が保有する有力作品について、規模の拡大が見込まれる実写化を含む映画化や遊技機化、近年成長を続けるオンライン、ソーシャルゲーム市場との協業等の販売チャネルの多角化展開を実施することにより、作品を更に大きく成長させ、収益の拡大化に努めてまいります。

③資本増強の推進

アニメーション事業への経営資源の集中、コスト削減、及び営業体制の強化等をもって収益の最大化を引き続き図ることにより、資本の増強を推進してまいります。

しかし、借入金の契約について、現在、銀行借入金の一部は、期限の利益の喪失条項に抵触しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している一方で、以上の取り組みはいずれも実施途上であり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類に反映していません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び……… 移動平均法による原価法を採用しております。

関連会社株式

②その他有価証券

時価のないもの……… 移動平均法による原価法を採用しております。

なお、匿名組合出資金については、匿名組合損益のうち持分相当額部分を「営業外損益」に計上し、同額を匿名組合出資金に加減算することにより評価しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品……… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……… 定率法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 8年～15年

車両運搬具 2年

器具備品 3年～20年

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

ソフトウェア……… 定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

コンテンツ版權……… 将来の収益の獲得見込額に基づく償却方法を採用しております。

(3) リース資産……… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金 …… 関係会社の事業に伴う損失に備えるため、資産内容等を勘案して、損失負担見込み額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

②外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 14,596千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 27,196千円

短期金銭債務 23,458千円

(3) 返済期日を経過した借入金

平成28年5月30日時点で402,750千円の借入金の返済期日を経過しており、平成21年4月以降、返済期日を経過した借入金に対して年率14%の遅延損害金が発生しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引による取引高の総額

営業取引の取引高 外注費 26,463千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の主な内容は、繰越欠損金及び貸倒損失であります。全額に評価性引当額を計上しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注)	科目	期末残高
役員	石川 真一郎	代表取締役 社長	被所有 直接 1.71%	当社取締役 資金の借入	資金の借入	1,053	長期借入金	15,240
役員	根本 慎太郎	取締役 副社長	二	当社取締役 資金の貸借	資金の貸付	35,676	長期貸付金	96,830
					資金の返済	5,796	長期借入金	14,975
					利息の支払い	6,665	未払費用	10,097

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)資金の貸付、借入の利率については、市場金利を勘案し、両者の協議により合理的に決定しております。

(一株当たり情報に関する注記)

1. 一株当たり純資産額 $\triangle 11,360$ 円77銭
2. 一株当たり当期純利益 183 円43銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年2月10日

株式会社 ゴンゾ

取締役会 御中

才和有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 健 人 [Ⓐ]
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 崎 修 [Ⓐ]

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴンゾの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴンゾ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 連結注記表の連結計算書類の訂正についてに記載されているとおり、会社は連結計算書類を新たに作成している。
 2. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当連結会計年度末現在、債務超過の状況にあり、銀行借入金の一部について期限の利益を喪失していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を連結計算書類には反映していない。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年 2月 10日

株式会社ゴンゾ
取締役会 御中

才和有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 原 健 人 ^印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 崎 修 ^印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴンゾの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の訂正後の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 個別注記表の計算書類及びその附属明細書の訂正について記載されているとおり、会社は計算書類及びその附属明細書を訂正している。なお、当監査法人は、訂正前の計算書類及びその附属明細書に対して、平成28年5月30日に監査報告書を提出した。
 2. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度末現在、債務超過の状況にあり、銀行借入金の一部について期限の利益を喪失していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は、継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響を計算書類には反映していない
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

なお、平成28年11月10日付で当社親会社である株式会社アサツー ディ・ケイにより設置された、宇澤亜弓公認会計士・公認不正検査士を委員長とする特別調査委員会による調査及び社内調査等の結果、当社は当期に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書を訂正するとともに、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）を新たに作成いたしました。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告をうけるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 訂正後の事業報告等の監査結果

①当期に係る訂正後の事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②一部の会計処理及び財務報告に関して、「ゴonzにおける不適切な会計処理は、架空売上の計上、仮装取引による貸倒引当金の計上の回避など、明らかに不正の意図に基づく悪質なものである。」との指摘を受けております。これに関し、取締役の職務執行につき、かかる関与の疑いがあるものと認めます。また、当社と一部の取締役との利益が相反する取引に関する承認手続きにつき、法令又は定款に違反する疑義の存在があるものと認めます。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当でしたが、当期の財務報告に関する内部統制の運用については適正であるとは認められません。

なお、当社は、平成28年12月14日に当社親会社である株式会社アサツー ディ・ケイにより派遣された取締役を中心に、今後の経営体制及びガバナンス体制について検討を進めておりますが、監査役会としてもこれに基づく改善を引き続き監視、検証してまいります。

(2) 訂正後の計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人才和有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 新たに作成した連結計算書類の監査結果

会計監査人才和有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月10日

株式会社 ゴonz監査役会

常勤監査役（社外監査役） 水 野 富 夫

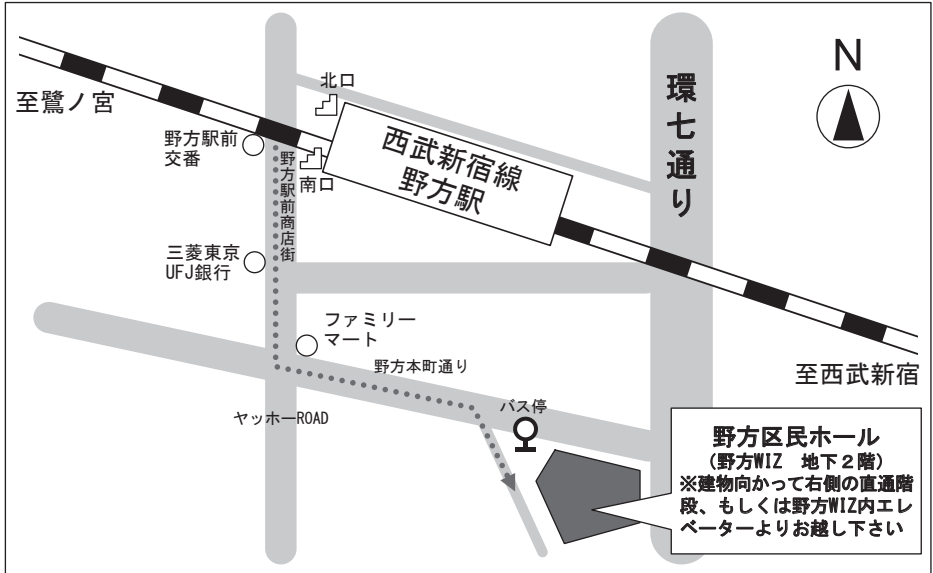
監 査 役 宇野沢 史 紀

社外監査役 辻 哲 哉

社外監査役 小 高 和 昭

以 上

株主総会会場のご案内図



会場： 東京都中野区野方五丁目3番1号
野方WIZ 地下2階
野方区民ホール

※会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場は
ご遠慮下さい

<交通のご案内>

西武新宿線 野方駅：南口より徒歩約3分

本臨時株主総会では、ご出席株主様へのお土産のご用意はございません
何卒御理解賜りますようお願い申し上げます